

# 医療分野の事業者の皆さま・働く皆さま

広島県医療事業者支援事業事務局  
3月吉日

## 医療機関等における賃上げ支援給付金について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

広島県では、国（厚生労働省）が実施する「医療機関等における賃上げ・物価上昇支援事業」を活用し、医療分野で働く方々の賃金改善を図るため、賃上げ支援給付金を支給します。本給付金は、医療従事者の処遇改善を目的として、令和7年12月分から令和8年5月分までの賃金改善に充当していただくものです。

（対象となる医療機関等）

- ・有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションは**令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている施設**
  - ・薬局は令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設
- 対象となる医療機関等におかれましては、本事業の趣旨をご理解の上、積極的にご活用ください。

申請受付に関し現在準備を進めておりますが、賃金改善の方法に関し、**制度上3月までにご確認をいただきたい点**があり、本書面を発送させていただいております。

### ■賃金改善の方法

令和7年12月～令和8年5月までの間の**賃金改善が必要**となります。

以下2つの手法より賃金改善の方法を検討ください。

賃金改善の方法	考え方
ベースアップ（※1）	令和7年12月から令和8年5月までの間実施
一時金・特別手当（※2）	直ちにベースアップが困難な場合は令和7年12月～令和8年3月分までの最大4ヶ月分の一時金・特別手当を令和8年3月までに支給し、4月・5月はベースアップ（※1）を実施

（※1）基本給等の引き上げや決まって毎月支払われる手当の新設・増額が該当します。

（※2）令和7年12月分から令和8年3月分の臨時賞与やインフレ手当等の臨時手当が該当します。

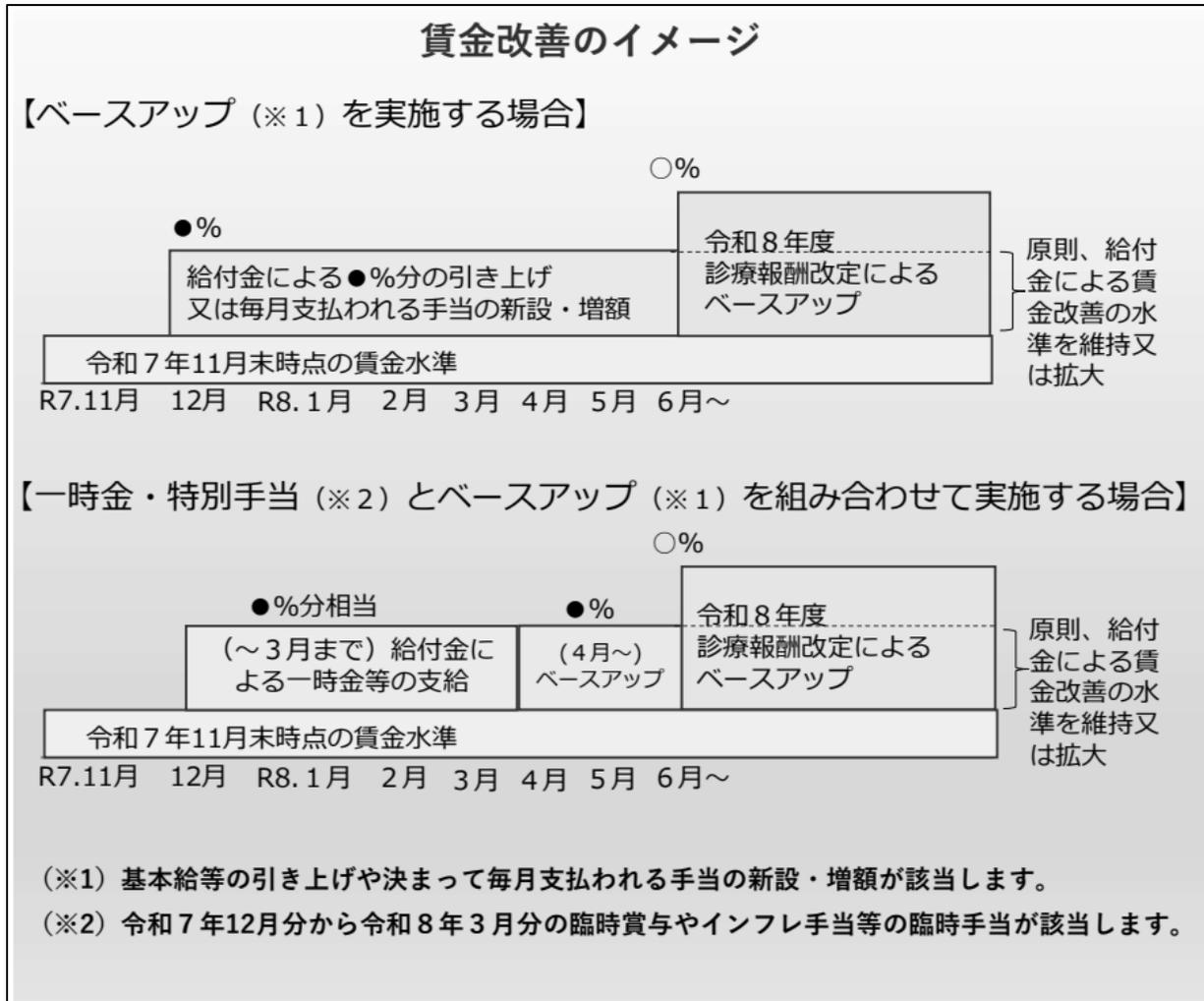
なお、令和7年12月の賃金水準が前月から維持されたままであっても、同水準が令和7年3月31日時点の水準と比較して2.0%を上回ってベースアップされている場合は、追加のベースアップは不要となります。2.0%を上回る部分が給付金の対象となります。

一時金・特別手当での申請をご希望される事業者様は、**3月中の対応が必要**となりますので、ご注意をお願いいたします。

■支援の方法・見込給付額

賃金改善を図る医療分野の事業所の皆さまに給付金を支給します。

対象施設	給付額
有床診療所（許可病床数3床以上）	1床あたり 72,000円
有床診療所（許可病床数2床以下） 無床診療所	1施設あたり 150,000円
薬局	1施設あたり 70,000円～145,000円
訪問看護ステーション	1施設あたり 228,000円



(厚生労働省作成 医療機関等における賃上げ・物価上昇支援事業リーフレットより抜粋)

具体的な給付金の内容、申請方法、申請期間等の詳細は後日改めてご連絡させていただきます。

【お問合せ先】

〒730-0031 広島県広島市中区紙屋町2-2-2 紙屋町ビル8階

「広島県医療事業者支援事務局」

電話番号：082-241-0891

対応時間：09：00～17：00 ※土・日・祝日は休業

※広島県からの委託を受けて実施しております。